

ハイライト:

- ・配偶者控除と配偶者特別控除が改正されています。
- ・配偶者への贈与関係と生命保険の満期保険金を受け取った場合の取扱いについて取り上げます。

たっくすニュースフラッシュ

税務をみなさまの身近な存在に

ご挨拶

今年も残りわずかとなりました。これから益々寒さが増していきますので、体調管理に気をつけてお過ごしください。第76号では、配偶者控除・配偶者特別控除の変更点及び所得税・贈与税関係について解説しました。内容に関するご質問・ご要望等ございましたら、遠慮なくお問い合わせ下さい。



目次:

ご挨拶	1
確定申告に関するお知らせ	1
配偶者への贈与と配偶者控除	2
生命保険契約の満期保険金を受け取ったとき	2

公認会計士・税理士・AFP・ITコーディネータ

中村 元彦

公認会計士・税理士・AFP・社会保険労務士

中村友理香

確定申告に関するお知らせ

年が明けるとまもなく個人確定申告の時期になります。平成30年度の所得税及び復興特別所得税の申告は、平成31年2月18日(月)から3月15日(金)までの間に確定申告書を提出することになります。(還付申告は、平成31年2月18日前でも行えます。)

平成30年分の領収書の整理や、確定申告に必要な資料の収集を行い、準備をしましょう。

今号では、確定申告に関する内容について、ピックアップしました。

配偶者控除と配偶者特別控除が改正されています。

平成30年1月の所得税から、「配偶者控除」及び「配偶者特別控除」の適用要件等が変更になっています。個人の方は平成30年度の確定申告から変わりますので、再度説明いたします。

平成29年までは、給与所得者の年収に関係なく、配偶者の給与収入が103万円以下の場合は、配偶者控除は一律38万円でした。平成30年1月からは、配偶者控除の対象となる配偶者の年収上限が150万円以下は控除額が38万円となり、配偶者控除・配偶者特別控除は、給与所得者の年収が1,120万円超になると控除額が段階的に減っていき、年収1,220万円超になると適用できなくなります。下図のとおり、給与所得者の年収が1,220万円超か、配偶者の年収が201万円超の場合は、控除が受けられないこととなります。

平成30年1月～		給与所得者の年収				
		1,120万円以下	1,170万円以下	1,220万円以下	1,220万円超	
配偶者の年収	150万円以下	38万円	26万円	13万円	0	配偶者控除
	150万円超～201万円以下	38万円～3万円	24万円～2万円	12万円～1万円	0	配偶者特別控除
	201万円超	0	0	0	0	

配偶者への贈与と配偶者控除

婚姻期間20年以上の夫婦間で居住用不動産、又は居住用の不動産を購入するための金銭を贈与した場合、2,000万円まで贈与税がかからないという特例があります。更に、基礎控除の110万円を加えれば、最高2,110万円まで控除枠が広がります。時折、この制度のメリット・デメリットの質問を受けることがあるため、解説いたします。

特例を受けるための適用要件

夫婦の婚姻期間が20年を過ぎた後に贈与が行われたこと。

配偶者から贈与された財産が、居住用不動産であること、又は居住用不動産を購入するための金銭であること。

贈与を受けた年の翌年3月15日までに、贈与された居住用不動産に住んでおり、その後も引き続き住む見込みであること。

適用対象となる居住用不動産の範囲

居住用家屋、居住用家屋の敷地、居住用家屋の借地権。敷地のみでの贈与については、次の①、②のいずれかに該当することが必要です。

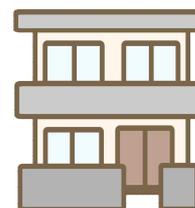
夫、又は妻が居住用家屋を所有していること。

贈与を受けた配偶者と同居する親族が居住用家屋を所有していること。

<ポイント>

将来、夫が妻に贈与した自宅を夫婦そろって売却した場合は、2人共に所得税の計算で譲渡益から最大3千万円、2人合わせて6千万円まで控除できるという恩恵を受けることができます。

但し、売却する予定がない場合や相続税が発生しないと見込める場合には、生前に配偶者に居住用不動産を贈与することにより、贈与税はかからなくても不動産取得税と登録免許税はかかるため、これらの税金分負担が重くなります。よって、実行前にはシミュレーションを行い、得か損かをよく検討することが不可欠です。



ホームページもご覧下さい。

<http://naka-cpa.my.coocan.jp/>

生命保険契約の満期保険金を受け取ったとき

生命保険へ加入されている方が多いと思いますが、養老保険などの満期保険金を受け取った場合には、保険料の負担者、保険金受取人がだれであるかにより、所得税もしくは贈与税の課税の対象が変わります。

満期保険金の受取人が保険料の負担者と同じである場合、満期保険金等を一時金で受け取った場合は一時所得になります。一時所得の計算方法は、

総収入金額-収入を得るために支出した金額(払込保険料など)-特別控除額(最高50万円)=一時所得の金額
一時所得の金額の1/2に相当する金額を給与所得などの他の所得の金額と合計して総所得金額を求めた後、税額を計算します。

<事例> 加入保険: 養老保険、契約者(満期保険金受取人)、保険金500万円、保険期間20年、月額保険料20,000円の場合

5,000,000円(満期保険金)-4,800,000円(払込保険料総額)=200,000となり、特別控除の50万円を超えないため、この事例では課税されません。

一時払養老保険等で保険期間が5年以下のもの及び5年以内に解約されたものは、源泉分離課税が適用され、源泉徴収だけで課税関係が終了します。

贈与税の対象となるのは、例えば、生命保険料の負担者が夫で、保険金受取人が妻だった場合のように、保険料の負担者と保険金受取人が異なる場合です。

* 記載中の内容についてご質問がある場合にはお気軽にお問い合わせください。

税理士法人 舞

中村公認会計士事務所

(東京事務所)

港区南青山 2-2-15-1025

電話 03-3746-1750

(埼玉事務所)

さいたま市浦和区岸町7-1-4

細田屋ビル

電話 048-816-6180

Fax 048-834-1594

nakamura-cpa@jcom.home.ne.jp

nakamura-cpa@tkcnf.or.jp